

外国人乳幼児が多い認可外保育施設における 指導監督基準の特例

<初認定>
沖縄県：令和5年12月26日
愛知県：令和6年6月4日

- (令和5年1月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 (平成13年3月29日) の改正)
- (令和5年12月13日 こども家庭庁成育局保育政策課長通知)

規制改革の内容

特例措置前

外国語での保育が必要な認可外保育施設において、保育従事者の概ね3分の1以上を日本の保育士等の資格を有する者とする※が必要であり、人材確保が困難
※認可外保育施設指導監督基準における保育従事者の要件

特例措置

国家戦略特区内の、利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設については、有資格者の割合が3分の1未満であっても指導監督基準上の保育従事者の要件に適合したものとみなす※
※一定の要件を満たす必要あり

効果

保育従事者と乳幼児の間で、外国語によるコミュニケーションをとりながら保育することができる

規制改革のイメージ

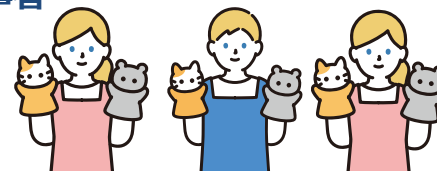
- 利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設



保育従事者



日本の保育士資格保有者



外国の保育士資格保有者

特例がない場合

保育従事者の要件に不適合

特例を活用した場合

保育従事者の要件に適合とみなす

※日本の保育士1名以上かつ外国の保育士資格を有する者等を配置するなど、一定の要件を満たす場合